

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定によって、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月10日

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
志賀町監査委員 越後 敏明

#### 財政援助団体等監査の結果について（公表）

#### 1 監査の対象

公の施設の指定管理者：一般社団法人 志賀町観光協会  
（以下「指定管理者」という。）

#### 2 監査の期間

令和5年1月31日（火）午前9時30分から午前12時00分まで

#### 3 監査の範囲及び方法

令和3年度（必要に応じて令和3年度を含む。）に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、指定管理者及び所管課から提出された資料をもとに説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

#### 4 監査の観点

- 施設が協定書に沿って適切に管理されているか。
- 利用料金収入や施設管理の収支に係る会計経理は適正に行われているか。
- 施設の財産、備品が適正に管理されているか。
- 指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況について報告を求め的確に把握し、必要に応じて実地の調査や指示が行われているか。
- 指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。

## 5 指定管理の概要

施設名	所在地	所管課	指定管理料
能登リゾートエリア増穂浦	志賀町相神イの3番地1	商工観光課	0円

## 6 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務が、協定書等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施したが、おおむね適正に処理されていると認められた。

運営状況は、コロナ禍の影響でバーベキューなどを利用する日帰り利用人数は大きく減少しているが、ケビンなどの宿泊利用者は増加しており、営業や広報活動、及びサービスの質の向上を図るための取組が見られ、適切な管理運営が認められる。また、清掃業務など、多様な業務において地域住民を雇用しており、地域にも貢献する取組も見られる。

ただし、施設には30年以上経過したものもあり、経年劣化や塩害による修繕、さらには時代のニーズにあった改修が必要であり、併せて高齢化による人手不足の問題にも取り組む必要があることから、計画的な修繕及び改修、運営形態を検討し、持続可能な管理運営に務められたい。

さらに、本施設は、富来地域の重要な観光施設でもあり、非営利団体ではあるが、利益の追求はもとより、本町の観光をリードする取組を今後も行ってもらいたい。